

京 都 大 学 国 際 交 流 会 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>第3条 国際交流会館に、次の会館を置く。 本館 吉田国際交流会館 宇治分館 おうばく分館 みささぎ分館</p> <p>(中 略)</p> <p>第5条 第3条に定める各会館に、生活上の諸問題 に関し相談を受け、又は必要に応じ助言等を行わ せるため、会館主事及び会館副主事（以下「会館 主事等」という。）を置くことができる。</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(後 略)</p>	<p>第3条 国際交流会館に、次の会館を置く。 本館 吉田国際交流会館 宇治分館 おうばく分館 みささぎ分館 <u>百万遍国際交流会館</u> <u>岡崎国際交流会館</u></p> <p>第5条 第3条に定める各会館<u>（百万遍国際交流會 館及び岡崎国際交流会館を除く。）</u>に、生活上の 諸問題に関し相談を受け、又は必要に応じ助言等 を行わせるため、会館主事及び会館副主事（以下 「会館主事等」という。）を置くことができる。</p> <p>2～4 (同 左)</p> <p><u>第5条の2 第3条に定める各会館に、生活上の諸 問題に関する相談等に対応させるため、レジデ ント・アシスタントを置くことができる。</u></p> <p><u>2 レジデント・アシスタントは、本学の学部又は 研究科の正規の課程に在学する学生であって、外 国人留学生ではないものうちから、国際担当の 理事が任命する。</u></p> <p><u>3 レジデント・アシスタントの任期は、1年とし、 再任を妨げない。ただし、通算3年を超えないも のとする。</u></p> <p><u>4 前3項に定めるもののほか、レジデント・アシ スタントに関し必要な事項は、国際担当の理事が 別に定める。</u></p> <p>附 則 この規程は、令和元年10月1日から施行する。</p>